

今後の生涯学習・社会教育の振興方策 (重点事項) について



文部科学省

ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進 ～これまでの議論を踏まえた施策の方向性～

教育振興基本計画の理念

自立 ・ 協働 ・ 創造

第9期生涯学習分科会答申

「社会教育の意義と果たすべき役割」

学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」

経済財政運営と改革の基本方針2022

「人への投資」

「デジタル田園都市国家構想」

第11期生涯学習分科会 議論の整理

ウェルビーイングの実現

社会的包摂の実現

共に学び支え合う
生涯学習・社会教育

地域コミュニティの基盤

デジタル社会への対応

次期教育振興基本計画（素案）の総括的基本方針

「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」 「持続可能な社会の創り手の育成」

生活を支えるリテラシーの向上

デジタルデバイドの解消

障害者・外国人等の学習ニーズへの対応等

地域づくりを支える社会教育の実現

様々な地域課題への取組・解決

持続可能な社会の創り手の育成等

一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する
「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・施設が連携して担う

「地域の学びと実践プラットフォーム」のねらいと効果

生活を支えるリテラシーの向上

- デジタルリテラシーの学習機会を公民館で提供することで、オンラインでの学習やSNSでのつながり作りなどを可能に。
(デジタルのコンテンツ・ネットワーク等の活用に加え、仲間・地域とリアルに繋がる場(公民館等)も提供)
- 社会教育主事等のコーディネートにより、公民館等の社会教育施設において、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じた生活に必要な学び・学び合いを支援

地域づくりを支える社会教育の実現

- 公民館活動への地域住民の参加を促進し、コミュニティ施策や地域づくり部局とのタイアップを推進
- 社会教育士のネットワーク化や公民館等への配置を促進し、社会教育士の得意分野を活かして住民による地域づくりを組織的に支援
- 住民の主体的参画を重視し、他の地域活動との協働やコミュニティ・スクールとの連携等により、多世代の参画を推進。

「地域の学びと実践プラットフォーム」

一人一人の生活と地域づくりの双方を支える役割を、社会教育人材・施設がその専門性を生かし、連携して担う体制を構築

期待される効果

- ①: 高齢者等を含め、日本に暮らす全ての人が当たり前にデジタルの恩恵(行政・民間サービス)を享受。
(肝心な時はリアルなつながりも大切)



- ②: 子供・若者を含む主体的な住民参画とそれを支援する行政の相乗効果で、地域住民の健康・住みやすさ・住民満足度等のウェルビーイングが向上



- ③: まちづくりや福祉・防災等の地域課題に関する行政も、地域の協力あってこそ。行政の施策効果やコスト面でも好影響。

地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：地域づくりに役立つ社会教育）

生活を支えるリテラシーの向上



- ・市長のツイッターって何？
- ・マイナンバーカードってどう役立つの？

公民館のデジタル入門講座で学べますよ
講座受講者のA氏に地域のサポート役を依頼したので教えてもらえますよ



公民館で学習したことを活かしてSNS上でグループを作りましょう



公民館所属
〔社会教育士〕



簡単な日本語をあなたの母語で学べるデジタルコンテンツがありますよ



生涯学習推進員
〔社会教育主事OB〕

- ・必要な情報にアクセスしたい
- ・地域の一人として参画したい



ネットスーパーでの買い物をスマホから試してみよう
スマホで病院までの距離や時間タクシーも調べられますよ



学生
〔社会教育士養成課程〕

- ・車いすになって普段の買い物もひと苦労だ
- ・急な通院、診療時間に間に合うだろうか？

生活

地域

学びと実践

社会教育人材ネットワーク



社会教育主事・
社会教育士

（地域における学びと実践のコーディネーター）

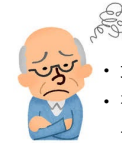
地域の学びと実践プラットフォーム



公民館等

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルで繋がる場も提供
- デジタルの活用で多様な学び・学び合いの機会を充実
- 公民館の運営自体も住民の参画の場に

地域づくりを支える社会教育の実現



- ・地域を担う後継人材が育たない
- ・行政主導の地域振興イベントの効果は一時的なものになりがち

イベント運営参画を機に継続的な地域づくりに資する人材が育つよう、社会教育士研修で学んだ地域住民を巻き込むワークショップ的手法を社会教育担当の協力を得て取り入れてみよう



地域づくり担当部局
〔社会教育士〕



防災訓練は、児童生徒に対する防災体験学習や非常食の試食も取り入れて、楽しく多世代で学べる場にしたら、参加率が上がるぞ



町内会メンバー
〔社会教育士〕



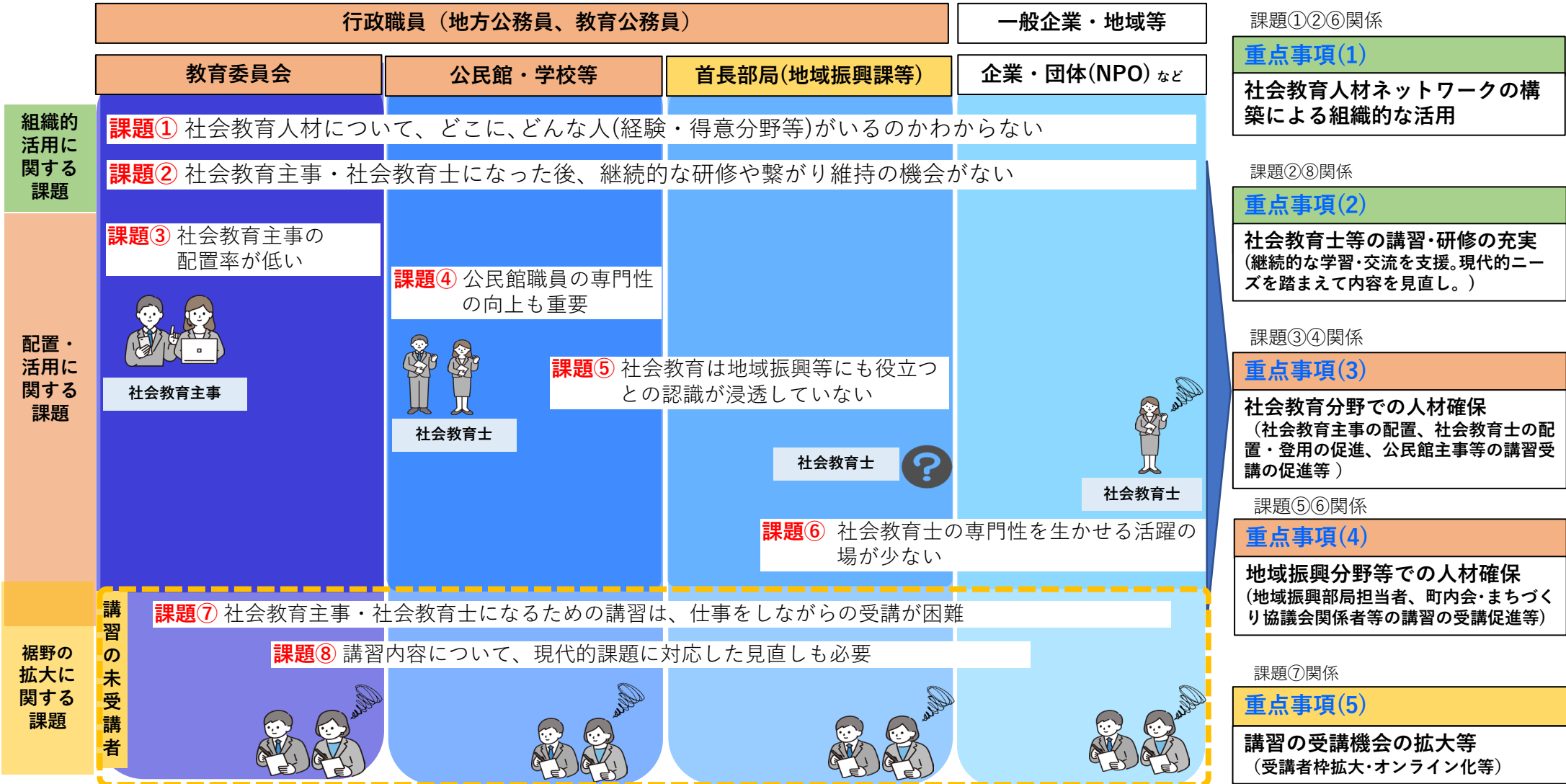
地域学校協働活動、PTA、子ども会の活動に携わっていた方と社会教育士ネットワークの研修で知り合ったから協力を依頼してみよう



企業人
〔社会教育士〕

社会や地域に貢献したいと思っている知り合いの企業・団体にも、地域活動への協力を依頼できますよ

社会教育人材の活用に関する現状の課題と重点事項 (重点的に取り組むべき事項)



課題①②⑥関係

重点事項(1)

社会教育人材ネットワークの構築による組織的な活用

課題②⑧関係

重点事項(2)

社会教育士等の講習・研修の充実 (継続的な学習・交流を支援。現代的ニーズを踏まえて内容を見直し。)

課題③④関係

重点事項(3)

社会教育分野での人材確保 (社会教育主事の配置、社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等)

課題⑤⑥関係

重点事項(4)

地域振興分野等での人材確保 (地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等)

課題⑦関係

重点事項(5)

講習の受講機会の拡大等 (受講者枠拡大・オンライン化等)

「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項（社会教育人材関係）

重点事項(1)

社会教育人材ネットワークの構築・展開による組織的な活用

- 社会教育主事・社会教育士に対し、研修情報の周知、イベントや個別相談対応への協力依頼等を組織的に行えるよう、社会教育主事講習・養成課程の実施機関である大学等の協力も得ながらネットワークを構築・展開。
- 対象者、活用方法等の詳細は、集約する情報の種類（氏名や属性等）や、集約の主体・手法等とあわせて検討。また、ネットワークの自主的な活用や人材の確保の観点から、社会教育主事OBや社会教育主事養成課程の学生等の活用も検討。
- 社会教育士が地域で活動しやすくなるよう、社会教育士であることを証する修了証書やデジタルバッジ等の導入を検討。

重点事項(3)

社会教育分野での人材確保（社会教育主事の配置促進、公民館等への社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等）

- 社会教育主事の配置状況を分析し、自治体に必要な働きかけの実施。
- 社会教育士の公民館や地域学校協働活動推進員への配置・登用を促進する。また、公民館主事や地域学校協働活動推進員、PTA、子ども会等の社会教育関係者等の専門性の向上に向け、社会教育主事講習の受講を推奨する。

重点事項(5)

講習の受講機会の拡大等（受講者枠の拡大・オンライン化等）

- 働きながらも社会教育主事講習を受講したいというニーズに応えるため、社会教育主事講習のオンライン化や夜間・休日中心の講座を含む多様な社会教育主事講習を展開。社会教育主事講習の定員の増加等に向け、講習実施機関へ働きかけ。
- 民間資格等による科目代替の検討など社会教育士の資格取得の促進策を検討。

重点事項(2)

社会教育士等の講習・研修の充実（講習のアップデート、継続的な学習・交流への支援）

- 社会教育主事・社会教育士に必要とされる専門性に関する内容や、デジタル活用、多様なニーズへの対応に関する内容について、社会教育主事講習等に反映。
- 社会教育士等が継続的に学習できるよう、公開可能な研修をオンデマンド配信。その際、継続的な学習の機会が、相互に協力しあえる人的つながりづくりの機会となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

重点事項(4)

地域振興分野等での人材確保（地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等）

- 首長部局の地域振興担当等における社会教育士の活用が進むよう、当該部局の職員講習受講を促進。
- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興施策への協力を促進。

横断的事項

- 生涯学習分科会において、社会教育教育人材に関する取組の実施状況を踏まえ、さらに専門的な議論・検討を行う。
（議論・検討にあたっては、社会教育主事・社会教育士の制度的な位置づけを踏まえ、社会教育主事講習の名称変更も含めて検討。）
- 国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進めるとともに、実際の課題解決事例を参考に、各自治体の取組が進むようアドバイスする体制を検討。その一環として、社会教育マイスター（仮称）を創設。
- 社会教育におけるEBPMの推進。

地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：関係組織や住民等との連携）

地域

他の行政施策・部局と連携し
多様な住民ニーズに対応
(地域振興、多世代交流、福祉等)

- 地域づくり（地域振興）をはじめ、多様な世代を対象とする他の行政施策や担当部局とのタイアップを推進し、多世代交流による地域コミュニティづくりを支援
- 住民の自主的な学びや参画を促し、行政施策の効果を高め、持続性やコストも改善

(連携の例)

【放課後児童健全育成事業】

放課後児童クラブ等を
公民館で実施

【地域運営組織】

公民館活動を母体とした地域運営組織の取組（子育て交流、学習支援等）や支援措置等を周知

【農村型地域運営組織（農村RMO）】

中山間地域における農地保全や生活の支え合い等の活動を公民館と連携して実施

【重層的支援体制整備事業】

相談支援や交流の場など
社会福祉分野における協働

社会教育施設の複合化や
PFIの活用による官民連携の推進

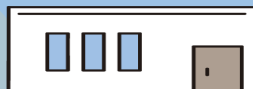


社会教育人材ネットワークとの連携

- 首長部局や地域にいる社会教育士と連携し、それぞれの強みを活かした協力を得て、多様な課題に対応・解決

社会教育主事・社会教育士

地域の学びと実践プラットフォーム



公民館等

デジタルとリアル双方の教育機会の提供による「つながりづくり」

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルに繋がる場も提供
- デジタル技術の活用等、公民館のデジタル化を推進

社会的包摂の実現に向けた学習支援

- 公民館等の社会教育施設を拠点とし、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じて生活に必要な学び・学び合いを支援（福祉部局等とも連携）
- 不登校、貧困等の課題を抱える子供たちの学びを支援（地域学校協働活動や家庭教育支援チーム等と連携）
- 社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携

生活



地域住民による公民館運営への参画

- 身近な公民館の運営への住民の参画を促すことで、住民が行政に主体的に関わるようになる機会を提供
- 特に、若い世代の公民館に対する声の把握に努め、子供や若者も集う地域コミュニティの拠点に。



民間企業やNPO等との連携

- 民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との協働により、公民館が多様な属性をもつ者の活動が重なりあう場となることで、地域コミュニティの繋がりを強める。
- 企業と連携してリアルな体験活動等を推進し、リアルな体験や繋がりの良さを実感できる場に。



地域と学校等の連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子供を中心として、幅広い地域住民等が地域で繋がる機会を提供。



社会教育施設に関する現状の課題と重点事項

社会教育施設をめぐる課題

課題①

地域住民のニーズが多様化し、従来の取組だけでは、多様な住民の期待・ニーズへの対応が困難に。

課題②

様々な行政分野で、地域との関係性が重視され、地域づくりや自主的取組みに資する社会教育的な学びとの連携が求められている。

課題③

地域コミュニティにおける住民同士の関係性が希薄化。地域における様々な活動間(町内会や学校等の活動と公民館活動など)で、必ずしも連携が十分ではない。

課題④

様々な活動の際に集まれる場としての強みを地域コミュニティづくりに十分生かしていない。

課題⑤

公民館の運営や評価等について、地域住民の参画や意向の反映が必ずしも十分ではないことも。

課題⑥

公民館等での学びが、住民同士の繋がりづくりや地域づくりをはじめとした、地域における実践に十分に結びついていない。

重点的に取組むべき事項を 明確化

重点事項(1)

他の行政施策・部局と連携し
多様な住民ニーズに対応
(地域振興、多世代交流、福祉等)

重点事項(2)

地域との連携推進による
地域づくりの主導
(地域住民、NPO、社会教育
関係団体、学校等)

重点事項(3)

学びと実践の場としての機能強化



「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項(社会教育施設関係)

重点事項(1)

他の行政部局・施策と連携し、多様な住民ニーズに対応

(地域振興、多世代交流、福祉等)

○地域づくり(地域振興)を始めとする他の行政施策・部局とのタイアップを推進

(連携の例)

【放課後児童健全育成事業】放課後児童クラブ等を公民館で実施。

【地域運営組織】公民館活動を母体とした地域運営組織の取組(子育て交流、学習支援等)や支援措置等を周知。

【農村型地域運営組織(農村RMO)】中山間地域における農地保全や生活の支え合い等の活動を公民館と連携して実施。

【重層的支援体制整備事業】相談支援や交流の場など福祉分野における協働。

○社会教育人材ネットワークとの連携

- ・社会教育との連携が重要な部局の職員に社会教育主事講習の受講を推奨。
- ・公民館等で活用する社会教育士も、地域づくり施策への協力に努める。

○社会教育施設の複合化やPFIの活用による官民連携の推進

重点事項(2)

地域との連携推進による地域づくりの主導(地域住民、NPO、社会教育関係団体、学校等)

○地域住民による公民館運営への参画

- ・公民館運営における地域住民の意向を反映するため手引きの作成を検討。
- ・特に、若い世代の公民館に対する声の把握に努め、運営に反映。

○民間企業やNPO等との連携

- ・民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との協働により、公民館活動への多世代の参画を推進。
- ・企業と連携してリアルな体験活動等を推進。
- ・企業等との円滑な連携に向けて、営利的な活動との関係について具体的事例を整理・周知。

○地域と学校等の連携・協働の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子供を中心として、幅広い地域住民等が地域で繋がる機会を提供。

重点事項(3)

学びと実践の場としての機能強化

○社会的包摂の実現に向けた学習支援

- ・公民館等の社会教育施設を拠点とした、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等のニーズに応じて生活に必要な学びを支援(福祉部局とも連携)。
- ・不登校や貧困等の課題をかかえる子供たちへの支援(地域学校協働活動や家庭教育支援チーム等と連携)。

○子供や若者の社会教育への参加促進

- ・若い世代の声を公民館の運営に反映するとともに、社会教育施設が子供や若者の学び合う場となり、こどもの居場所としての役割も果たせるよう、具体的事例を周知。

○リカレント教育の検索サイト「マナパス」との連携

- ・社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携。

○デジタルとリアル双方の教育機会の提供による「つながりづくり」

- ・デジタル技術の活用等、公民館等のデジタル化を推進。
- ・デジタルリテラシーの学習機会を提供。
- ・地域住民同士がリアルに繋がる場も提供。

○社会教育人材ネットワークとの連携

- ・社会教育士の公民館等への配置や公民館主事等の専門性向上(資格取得促進)。
- ・社会教育士それぞれの強みを活かせる協力を要請。

横断的事項

○重点事項(1)～(3)について「公民館の設置及び運営に関する基準」において明示することを検討。

○「優良公民館表彰」に年度毎の重点分野を設定し、その優良取組事例を収集・横展開。

○国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進めるとともに、実際の課題解決事例を参考に、各自治体の取組が進むようアドバイスする体制を検討。その一環として、社会教育マイスター(仮称)を創設(再掲)。

○社会教育におけるEBPMの推進(再掲)。

今後の生涯学習・社会教育の振興方策 (具体策) について

重点事項（１）社会教育人材ネットワークの構築・展開による組織的な活用

具体策①：社会教育人材ネットワークの構築・展開

- 社会教育士の活躍促進や、社会教育士の横のつながりを強化するため、社会教育主事講習・養成課程の実施機関である大学等の協力も得ながら、社会教育人材のネットワークを構築・展開する。
- ネットワーク化の手法を調査・検討した上で、令和5年度中にネットワークを構築し、展開を図る。
- 研修情報の周知、イベントや個別相談対応への協力依頼等ネットワークを活用する。
- 対象者、活用方法等の詳細は、集約する情報の種類(氏名や属性等)や、集約の主体・手法等とあわせて検討する。また、ネットワークの自主的な活用や人材の確保の観点から、社会教育主事OBや社会教育主事養成課程の学生等の活用も検討する。
- ネットワークの構築・展開にあたっては、デジタルバッジ等の活用可能性もあわせて検討する。

具体策②：社会教育主事講習・社会教育主事養成課程における修了証書の在り方の検討

- 社会教育主事講習の場合、修了証書は各実施機関が発行しており、社会教育主事養成課程の場合、特段の定めはない。
- 社会教育士として活動しやすいよう、社会教育士であることを称する旨を記載するなど、修了証書の在り方を検討する。
- 検討にあたっては、社会教育士のネットワーク化の進展を踏まえるとともに、デジタルバッジ等の活用可能性もあわせて検討する。

工程表

※青枠:生涯学習分科会ワーキンググループにて継続検討を行う事項(詳細p.6)

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 |
|--------|-----------------------------------|-------|--------------------|-------|---------------------|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | |
| 具体策① | ネットワーク化の手法の調査・検討 | | 社会教育人材ネットワークの構築・展開 | | ネットワークによる社会教育士の活用促進 |
| 具体策② | 社会教育主事講習・社会教育士養成課程における修了証書の在り方の検討 | | | | 検討を踏まえた制度改正・周知等 |

重点期間 10

具体策①：デジタル技術の進展を踏まえた社会教育主事講習等の内容の見直し

- 社会教育におけるデジタル技術の活用促進や、デジタルデバイドの解消を進めるため、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の講義内容にデジタル技術の進展を反映する。

具体策②：現代的諸課題や他機関等との連携促進を踏まえた社会教育主事講習等・研修内容の見直し

- 社会教育主事と社会教育士の役割分担も踏まえ、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の在り方を整理した上で、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程に盛り込むべき内容と、研修で補うべき内容の精査を進めるとともに、現代的諸課題や多様なニーズに対応した学習内容の追加を検討する。
- 研修内容の見直しにあたり、デジタルバッジの活用等による履修証明等の導入可能性を検討する。

具体策③：社会教育士等への継続学習の機会の提供

- 社会教育主事や公民館、図書館等の職員に対する研修など、社会教育関係職員に対する研修のうち、社会教育士等の知見のアップデートに資するものについて、オンデマンド配信等を進める。その際、継続的な学習の機会が、相互に協力し合える人的つながりづくりの機会となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

工程表

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 | |
|---|-------------------------------------|-------|----------------------------|-----------------|---------|--|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | | |
| 具体策① | | | | | | |
| 社会教育主事講習等の内容の見直しに係る通知の発出 | 講習実施機関における検討・対応 | | デジタル技術の進展を踏まえた社会教育主事講習等の実施 | | | |
| 具体策② | 現代的諸課題や他機関等の連携促進をふまえた講習・研修内容の見直しの検討 | | | 検討を踏まえた制度改正・周知等 | | |
| 具体策③ | | | | | | |
| 社会教育関係職員に対する研修のオンデマンド配信についての関係機関との調整・周知 | 研修のオンデマンド配信による継続的な学修機会の提供 | | 社会教育人材ネットワークの活用の検討 | | | |

重点事項（3）社会教育分野での人材確保

（社会教育主事の配置促進、公民館等への社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等）

具体策①：社会教育主事の配置状況の分析・自治体への働きかけ

- 社会教育主事の配置状況を分析するとともに、必要に応じてヒアリングを実施することで、社会教育主事の配置に関する課題や、課題を乗り越えた優良事例を把握し、その横展開を図りながら社会教育主事が配置されていない自治体等へ社会教育主事の配置を働きかける。

具体策②：公民館主事や地域学校協働活動推進員等の専門性向上

- 社会教育士等の公民館への配置や地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題を整理し、そうした課題を乗り越えた優良事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。
- 社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備を進めるとともに、公民館主事や地域学校協働活動推進員、PTA、子ども会等の社会教育関係者等の社会教育主事講習の受講を推奨する。

工程表

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 | |
|----------------------------------|-------|-------|-------------------|-------|--------------------------|--|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | | |
| 具体策① | | | | | | |
| 社会教育主事の配置状況の分析 | | | 社会教育主事の配置に向けた働きかけ | | | |
| 具体策② | | | | | | |
| 社会教育士等の公民館への配置や地域学校協働活動推進員としての登用 | | | | | 公民館主事等の専門性向上に向けた更なる施策の検討 | |
| 公民館主事等の社会教育主事講習の受講推奨 | | | | | | |

重点事項（４）地域振興分野等での人材確保 （地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等）

具体策①：首長部局における社会教育士の活躍促進など、首長部局とのタイアップの推進

- 社会教育マイスター（仮称）も活用し、首長部局に社会教育士制度を周知すること等により、社会教育士の首長部局での活躍を促進する。
- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興等の施策への協力を促進するとともに、首長部局から社会教育人材に対する施策や事業等への協力の働きかけを容易にする。
- 社会教育人材のネットワークを活用し、首長部局における社会教育士の活躍事例を、課題も含めて把握し、横展開を図る。

具体策②：首長部局等における社会教育主事講習の受講促進

- 首長部局の自治、農業、福祉等の関連施策と社会教育の連携強化を図るため、社会教育士の制度を首長部局等へ周知するとともに、社会教育との連携が重要な部局の職員に対し、社会教育主事講習の受講を推奨する。

工程表

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 | |
|---|-------|-------|------------------------------|-------|-----------------|--|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | | |
| 具体策①、② | | | | | | |
| 首長部局等に対する社会教育士制度の周知・社会教育士の活躍促進 （首長部局の職員等に対する社会教育主事講習の受講推奨など） | | | | | 社会教育士のさらなる活躍の推進 | |
| | | | 社会教育人材ネットワークの活用による社会教育士の活用促進 | | | |

重点事項（５）講習の受講機会の拡大等（受講者枠の拡大・オンライン化等）

具体策①：社会教育主事講習・司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習のオンライン化の推進

- 社会教育主事講習、司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習の受講やその手続きについて、希望する受講者がオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者間での双方向性の確保にも配慮した上で、講習実施機関にデジタル技術の活用を促す。
- 国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施する社会教育主事講習のオンライン化に向けた取組を行う。
- 社会教育主事講習既修了者（令和元年度以前の科目で社会教育主事講習を受講した者）が社会教育士の称号を取得するために追加的に受講する2科目（生涯学習支援論、社会教育経営論）について、講習のオンライン化等により受講しやすい環境の整備を図る。
- オンラインで全ての科目の受講が完了した受講者においても、具体的な事例の共有や協力依頼等ができる横のつながりを持つことが可能となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

具体策②：受講者のライフプランやニーズに応じたコースの設置促進・受講定員の拡大

- 働きながら夜間や休日に受講したい等の企業やNPO等で働く受講希望者の多様なニーズに応えるため、対面とオンデマンドの併用、夜間や休日中心の講座の開講、複数大学での受講等の取組を収集し、取組の横展開を図ることで、講習実施機関に対応を促す。
- 社会教育主事講習の受講ニーズの高まりを踏まえ、希望者を可能な限り受け入れられるよう、定員の増加や実施機関の拡大を促す。

具体策③：受講者の負担軽減や社会教育主事講習受講要件の明確化

- 生涯学習・社会教育に関する民間資格について、受講者の負担軽減の観点から、社会教育主事講習の科目代替の可否について検討を進める。
- 社会教育主事講習の受講要件に関し、社会教育に関する活動の経験者や海外大学卒業者の取り扱い等の明確化に向け、検討を進める。

工程表

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 |
|--------|------------------------------------|-------|-----------------------|-------|---------------------------------------|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | |
| 具体策① | 社会教育主事講習等のオンライン化の状況の調査 | | | | オンライン化にも対応した司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習の実施 |
| | 社会教育主事講習等のオンライン化が可能であることの明確化 | | 社会教育主事講習のオンライン化に向けた試行 | | |
| | 社会教育主事講習のオンライン化に向けた試行 | | | | オンライン化にも対応した社会教育主事講習の実施 |
| 具体策② | 受講者のライフプランやニーズに応じたコースの設置促進・受講定員の拡大 | | | | |
| 具体策③ | 社会教育主事講習受講要件の明確化や受講者の負担軽減に向けた検討 | | | | 検討を踏まえた制度改正・周知等 |

横断的事項（社会教育人材関係）

具体策①：生涯学習分科会における社会教育人材に関する専門的な議論・検討の継続

- 生涯学習分科会において、社会教育人材に関する取組の実施状況を踏まえ、社会教育主事や社会教育士等のあり方も含め、社会教育人材に関するさらに専門的な議論・検討を行う。

具体策②：社会教育主事講習の名称変更の検討

- 社会教育主事・社会教育士の制度的な位置付けや社会教育士の更なる活躍促進等を総合的に勘案し、社会教育主事講習の名称変更を生涯学習分科会において検討いただく。

具体策③：社会教育の推進のための体制整備

- 国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進める。
- 優良事例の横展開にとどまらず、課題を抱える自治体に寄り添い、他自治体での課題の解決事例等を紹介しながら、実際に自治体で取組が進むようにアドバイスをすることが重要であることから、現行のCSマイスターの活動も踏まえながら、社会教育マイスター（仮称）を創設し、自治体の取組を個別に支援する。その際には、社会教育主事・社会教育士の活用なども含めて周知する。

具体策④：社会教育におけるEBPMの推進

- 社会教育に関する状況の迅速な把握や調査を横断したデータの連結や分析に向け、学校コードを参考にしつつ、社会教育施設コードの付与を含め、調査手法の改善を検討する。
- 社会教育人材や社会教育施設に関するものなど、様々な調査を横断したデータの連結や分析を踏まえ、必要な施策を推進する。

工程表

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 |
|------------------------|--------------------------------|-------|------------------------------|-------|-----------------|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | |
| 具体策①、② | 生涯学習分科会における社会教育人材に関する専門的な議論・検討 | | | | 検討を踏まえた制度改正・周知等 |
| | 社会教育主事講習の名称変更の検討 | | | | |
| 具体策③ | 必要に応じた制度改正等 | | | | |
| 社会教育を一層推進するための体制の検討・整備 | | | | | |
| 具体策④ | 社会教育マイスター（仮称）の検討 | | 社会教育マイスター（仮称）の創設及び自治体支援の展開 | | |
| | 調査手法の改善に向けた検討 | | 調査を横断したデータの連結や分析の実施、必要な施策の推進 | | |

重点事項（１）他の行政施策・部局と連携し、多様な住民ニーズに対応（地域振興、多世代交流、福祉等）

○地域づくり（地域振興）をはじめとする他の行政施策や担当部局とのタイアップの推進

具体策①：【再掲】首長部局の関連施策との連携、首長部局職員が社会教育主事講習の受講の推奨

- 首長部局の自治、農業、福祉等の関連施策と社会教育の連携強化を図るため、社会教育士の制度を首長部局へ周知するとともに、社会教育との連携が重要な部局の職員に対し、社会教育主事講習の受講を推奨する。

○社会教育人材ネットワークとの連携

具体策②：【再掲】首長部局における社会教育士の活用促進

- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興等の施策への協力を促進するとともに、首長部局から社会教育人材に対する施策や事業等への協力の働きかけを容易にする。

○社会教育施設の複合化やPFIの活用による官民連携の推進

具体策③：社会教育施設の複合化やPFI等を活用した社会教育施設の整備の推進

- 住民の利便性の向上のための機能化を図るため、社会教育施設の複合化やPFI等の活用による官民連携について、効果的な取組事例を収集し、横展開を図る。事例の収集にあたっては、企業版ふるさと納税等の民間資金の活用等、財政上の課題への対応も含める。
- 公民館や図書館等の社会教育施設のPFI等の活用促進を図るため、教育委員会等への助言・支援等を行う。
- 自治体に対し、関連会議等を通じて、財源の工夫やPFIの活用の優良事例について周知する。

工程表

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 | |
|--------|---|-------|------------------------------|-------|--------------------------------|--|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | | |
| 具体策①、② | | | | | | |
| | 首長部局等に対する社会教育士制度の周知・社会教育士の活躍促進 (首長部局の職員等に対する社会教育主事講習の受講推奨など) | | | | 社会教育士のさらなる活躍の推進 | |
| | | | 社会教育人材ネットワークの活用による社会教育士の活用促進 | | | |
| 具体策③ | 社会教育施設のPFI等の活用促進のための 教育委員会等への助言・支援等 | | | | | |
| | 複合化やPFI等を活用した社会教育施設の整備の優良事例の収集、横展開 | | | | 複合化やPFI等の活用状況を踏まえた 更なる施策の検討 | |

○地域住民による公民館運営への参画

具体策①：地域住民の意向の反映や効率的・効果的な公民館の評価・改善のあり方の検討

- 公民館運営における地域住民の意向の反映を促進するため、公民館職員が業務に当たって参考にすることができる手引きの作成を検討する。作成に当たっては、公民館の設置及び運営に関する基準の改訂の検討の状況も踏まえながら、公民館の評価・改善に関するノウハウだけではなく、日常の業務に必要な内容を盛り込む。

○民間企業やNPO等との連携

具体策②：公民館における営利活動に関する規定の解釈の再周知

- 社会教育法第23条第1項第1号（公民館はもっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助する行為を行ってはならない。）の規定が民間企業等による公民館の活用の妨げになっているとの指摘を踏まえ、民間企業等による公民館活用の事例を収集・整理し、具体的なケースを紹介した通知等により、当該規定の解釈の更なる周知を図る。

具体策③：民間企業やNPO等における公民館の活用促進

- 公民館等の社会教育施設において、民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との連携、ふるさと納税の活用など、地域の様々な活動や外部資源等も活用することが重要であり、各自治体の優良事例等を周知し、取組を促す。

工程表

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 |
|--------|--|-------|--------------------------------------|-------|------------------------|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | |
| 具体策① | | | | | |
| | 住民の意向の反映や効率的・効果的な公民館の評価・改善の優良事例の収集、横展開 | | | | 手引きを踏まえた優良事例の収集・横展開の継続 |
| 具体策② | 公民館の運営に関する手引きの作成 | | | | 公民館の運営に関する手引きの周知 |
| | 民間企業等による公民館活用の優良事例を収集・整理した上で通知等において法解釈を再周知 | | 民間企業等による公民館活用の優良事例を必要に応じて更新しながら周知を継続 | | |
| 具体策③ | | | | | |
| | 公民館等の社会教育施設における多様な人材や資金などの活用の優良事例の収集・周知 | | | | 課題の整理・更なる施策の検討 |

○地域と学校等の連携・協働の推進

具体策④：コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化等により、地域と学校等が連携・協働する体制の強化を図る。
- ・ 【再掲】社会教育士等の公民館への配置や、地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題や、課題を乗り越えた優良事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。
- ・ 【再掲】地域学校協働活動推進員の社会教育主事講習の受講を推奨する。

具体策⑤：学校教育と社会教育の連携強化

- ・ 地域課題解決等を通じた探究的な学び等の質の向上や教員の負担軽減に資する取組、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に関する取組など、学校教育と社会教育の連携に関する優良事例を収集し、横展開を図ることにより、連携の強化を促す。
- ・ 公民館の学校利用や連携を更に推進するとともに、学校教育における地域学習等において社会教育士の活用もあわせて検討する。

工程表

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 | |
|---|-------|-------|-------|-------|-----------------|--|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | | |
| 具体策④ | | | | | | |
| 地域学校協働活動推進員の専門性向上（社会教育士等の地域学校協働活動推進員としての登用、社会教育主事講習の受講推奨など） | | | | | | |
| 社会教育士等の地域学校協働活動推進員としての登用による効果の把握・優良事例の横展開 | | | | | 効果を踏まえた更なる施策の検討 | |
| 具体策⑤ | | | | | | |
| 学校教育と社会教育の連携に関する優良事例の収集・横展開 | | | | | 更なる連携の方策に関する検討 | |

○社会的包摂の実現に向けた学習支援

具体策①：多様なニーズに応じた学びの支援

- ・ 公民館等の社会教育施設を拠点とし、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等のニーズに応じて生活に必要な学びを支援（福祉部局とも連携）。
- ・ 公民館や図書館等の社会教育施設が、地域学校協働活動や家庭教育支援チーム、NPO等と連携し、不登校や貧困等の様々な課題を抱える子供たちの受け皿としての役割を果たせるよう、優良事例を収集し、横展開を図ることで、社会教育施設における取組を促す。

○子供や若者の社会教育への参加促進

具体策②：子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設の推進

- ・ 若い世代の声を公民館の運営に反映させることを促進するとともに、社会教育施設が子供や若者の集い学び合う場となり、子供の居場所としての役割も果たせるよう、優良事例を収集し、横展開を図る。

○リカレント教育の検索サイト「マナパス」との連携

具体策③：公民館等での学びと大学等における学び直しとの接続

- ・ 社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携。

工程表

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 |
|--------|---|-------|---------------|-------|-----------------|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | |
| 具体策① | 現代的諸課題や他機関等の連携促進をふまえた社会教育主事講習・研修内容の見直しの検討 | | | | |
| | 現代的諸課題に対応した学びに関する優良事例の収集、横展開 | | | | 更なるニーズの把握・施策の検討 |
| | 様々な課題を抱える子供たちへの支援に関する優良事例の収集、横展開 | | | | |
| 具体策② | 子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設の優良事例の収集、横展開 | | | | 更なるニーズの把握・施策の検討 |
| 具体策③ | マナパスとの連携手法の検討 | | マナパスとの連携・情報発信 | | |

○デジタルとリアル双方の教育機会の提供による「つながりづくり」

具体策④：社会教育施設のデジタル化、国民のデジタルリテラシーの向上への支援やリアルな体験活動の推進

- 公民館や図書館等の社会教育施設のデジタル環境整備の加速を図るため、社会教育施設のデジタル環境整備に関する現状の詳細な把握を進める。また、教育委員会等への助言・支援等を行うとともに、自治体に対し、関連会議等を通じて、財源確保方策を含めた優良事例等を周知し、取組を促す。
- デジタル庁、総務省及び文部科学省が連携し、公民館等を活用しながら、国民のデジタルリテラシーの向上に取り組む。
- 一方、デジタル化が進む中、現代の子供たちはリアルな体験が不足していることから、企業等と連携したリアルな体験活動の機会の充実(統一的なポータルサイトの構築、企業側の参加インセンティブの拡充)にもあわせて取り組む。

具体策⑤：デジタルリテラシー向上に必要な学びの提供やデジタルを活用した学びの推進

- デジタル庁(デジタル推進委員等環境整備事業)、総務省(デジタル活用支援推進事業)及び文部科学省(国民のデジタルリテラシー向上事業)が連携し、公民館等を活用しながら、国民のデジタルリテラシー向上に取り組む。文部科学省による「国民のデジタルリテラシー向上事業」においては、公民館等の場を活用したデジタルリテラシー向上講座の実施を支援。

○社会教育人材ネットワークとの連携

具体策⑥：【再掲】公民館主事や地域学校協働活動推進員等の専門性向上

- 社会教育士等の公民館への配置や、地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題や、課題を乗り越えた優良事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。

工程表

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 |
|--------|---|-------|-------|-------|--------------------------|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | |
| 具体策④ | 社会教育施設のデジタル環境整備のための教育委員会等への助言・支援等 | | | | デジタル環境整備の状況を踏まえた更なる施策の検討 |
| | 財源確保方策を含めた社会教育施設のデジタル環境整備に関する現状把握・優良事例の収集・横展開 | | | | |
| 具体策⑤ | ポータルサイトの構築、企業側の参加インセンティブの拡充 | | | | |
| | デジタル庁・総務省・文部科学省の連携による国民のデジタルリテラシーの向上に必要な学び提供 | | | | |
| 具体策⑥ | | | | | |
| | 社会教育士等の公民館への配置や地域学校協働活動推進員としての登用による効果の把握・優良事例の横展開 | | | | 効果を踏まえた更なる施策の検討 |

横断的事項（社会教育施設関係）

具体策①：「公民館の設置及び運営に関する基準」改定の検討

- 公民館の運営に関する手引きの策定と合わせて、子供や若者向けの取組の推進の明記を含め、現代的な諸課題への対応も踏まえながら、「公民館の設置及び運営に関する基準」(平成15年文部科学省告示第112号)の改定を検討する。

具体策②：優良公民館表彰の拡充

- 優良公民館表彰において、年度毎に社会の要請に対応した重点分野(例:子供や若者の学び合う場の整備、公民館におけるデジタル活用、学校教育との連携等)を設け、特に優れた自治体の取組を表彰ことにより、各自治体に重点分野に関する取組を促す。
- 優良公民館表彰の重点分野に対応した優良事例を把握し、横展開を図ることで、社会の要請に対応した取組の充実を図る。

具体策③：【再掲】社会教育の推進のための体制整備

- 国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進める。
- 優良事例の横展開にとどまらず、課題を抱える自治体に寄り添い、他自治体での課題の解決事例等を紹介しながら、実際に自治体で取組が進むようにアドバイスをすることが重要であることから、現行のCSマイスターの活動も踏まえながら、社会教育マイスター(仮称)を創設し、自治体の取組を個別に支援する。その際には、社会教育主事・社会教育士の活用なども含めて周知する。

具体策④：【再掲】社会教育におけるEBPMの推進

- 社会教育に関する状況の迅速な把握や調査を横断したデータの連結や分析に向け、学校コードを参考にしつつ、社会教育施設コードの付与を含め、調査手法の改善を検討する。
- 社会教育人材や社会教育施設に関するものなど、様々な調査を横断したデータの連結や分析を踏まえ、必要な施策を推進する。

工程表

| 令和4年度中 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度以降 |
|------------------------|----------------------------|-------|------------------------------|-------|-----------------|
| | 4～9月 | 10～3月 | 4～9月 | 10～3月 | |
| 具体策① | 公民館設置基準の改定の検討 | | | | 公民館設置基準の改定 |
| 具体策② | | | | | |
| 優良公民館表彰要綱の改正 | 優良公民館表彰における重点分野の取組への表彰 | | | | |
| | 優良公民館表彰の重点分野に対応した事例の把握・横展開 | | | | 更なるニーズの把握・施策の検討 |
| 具体策③ | | | | | |
| 社会教育を一層推進するための体制の検討・整備 | | | | | |
| 社会教育マイスター(仮称)の検討 | | | 社会教育マイスター(仮称)の創設及び自治体支援の展開 | | |
| 具体策④ | 調査手法の改善に向けた検討 | | 調査を横断したデータの連結や分析の実施、必要な施策の推進 | | |